

图 3-25 円満寺山古墳群周辺歴史文化資源分布図

第4章 整備基本計画

4-1 整備の基本的考え方

(1) 円満寺山古墳群の保存活用と海津市のまちづくり

円満寺山古墳群は、海津市だけでなく我が国の歴史を考える上で重要な遺跡であるとともに、良好な形で保存し、後世の人々へと受け継がれていくべきものである。なお、次のような理由から、海津市のまちづくりにおける重要な役割を担うものと考えられる。

地域の独自性を表現することができる

円満寺山古墳群は地域固有のものであり、他の地域に求めても得ることができない貴重な文化財である。円満寺山古墳群の保存活用を図ることで、海津市の歴史と文化が持つ独自性を表現することが可能。

市民の教育・学習などの教材として活用できる

円満寺山古墳群は、地域住民のみならず多くの市民が海津市の歴史・文化について学ぶ際の生きた教材として活用が可能。

市民の郷土愛を育むよりどころとなる

円満寺山古墳群は、今に限らず将来にわたっても海津市民にとって代えがたい郷土のシンボルであり、保存活用することにより市民がふるさとの歴史や文化に誇りを持ち、郷土愛を育むよりどころ。

市民の憩いの場となる

円満寺山古墳群は、その周辺域を含めて遺構や地形、景観などの環境を保護することにより特徴ある公園的空間となる市民の憩いの場。

海津市を代表する観光資源となる

近年、人々の歴史文化遺産を見て触れて楽しめる非日常的な体験型の学習である観光への要求は強まるばかりである。円満寺山古墳群は、その希少性からいっても保存活用することで海津市の主要な観光資源。

以上のように円満寺山古墳群及びその周辺は、海津市のこれからのまちづくりにおいて重要な役割を果たす資質を有しているといえる。すなわち、円満寺山古墳群の保存活用は、今後の海津市のまちづくりにおいても重要な施策として位置付けることができる。

(2) 計画立案の基本方針

円満寺山古墳群の保存活用は、文化財保護という観点だけでなく、前述したとおり海津市のこれからのまちづくりという見地からも重要な意義を持つ。そのため、本計画の立案にあたっては、以下に示す基本方針に基づくものとする。

貴重な文化財としての恒久的保存

濃尾地方のみならず、我が国の古墳時代を考える上で貴重な文化財として、その価値を適切な形で継承していくことができるよう、遺構及び計画範囲を恒久的に保存し周辺環境を維持する計画とする。

文化財としての価値の顕在化

県下最古級の前方後円墳として、この古墳へのこれまでの地域や人々の関わり、発掘調査の過程が見える遺構の保存整備、展示に努め、その成果を反映して学術的価値を顕在化できる計画とする。

現代的価値の付加による活用

文化財としての保存並びにその価値の顕在化を前提とし、あわせて円満寺山古墳群の持つ特徴や環境特性をいかし、市民の憩いの場である公園的空間として、あるいは生涯学習の場として、また、観光レクリエーション空間として活用可能な現代的価値を付加し、海津市のまちづくりに連動する計画とする。

以上の基本的考え方にに基づき、本計画の立案は以下のような条件の下に行うものとする。

地区区分及び地区別整備方針を設定する

地区毎の特性等により地区区分を行い、全体の整備方針を踏まえ、地区毎の整備方針を定める。また、本計画の独自性を維持しつつ、まちづくり等との関係において関連する諸計画との調整を図る。

発掘調査等各種調査を前提とする

整備に際しては、発掘調査等各種調査の成果等を反映することを前提とする。海津市のまちづくりや、地域の個性化に連動するよう現有する円満寺山古墳群の特徴の顕在化には努めるが、今後の発掘調査等が周辺地域で行われた場合に、その成果（新たな知見等）が反映できるようハード面での整備においては将来への対応が可能なような柔軟性をもった内容とする。

関連計画との関係

市の総合計画をはじめとする上位関連計画に基づき、本基本計画の内容は貴重な文化財の保存並びに活用整備にとどまらず、本基本計画の独自性、主体性を尊重しつつ関係機関にて定められた方針及び諸計画との調整を図りつつ、事業を進めるものとする。

4-2 円満寺山古墳群の将来像

(1) 計画地の位置づけ

計画地は、円満寺山古墳群という貴重な文化財を有する空間としてだけではなく、海津市のまちづくりで地域の良好な環境形成など様々な役割を果たすためには、どのような整備が望ましいのか。計画地における整備の方向性を探るため、ここでは計画地の位置づけを明らかにしておく。

貴重な歴史的文化遺産を有する空間

円満寺山古墳群1号古墳は、県下最古級の前方後円墳であり、その墳丘構造や副葬品から、東海地方の古代史を考える上で重要な位置を占めているとして昭和56(1981)年12月16日の史跡指定を受けるとともに古墳の中でも遺存状況が特に良好である。2次～7次の調査で明らかになった墳丘構造から未指定ではあるが2号古墳及び3号古墳は、丘陵上に位置し、市域最大級の円墳であり、在地性が強い礫層を埋葬施設とする。2号古墳は、この後に継続する古墳で小規模であるが、首長系譜を考える上で注目され、同様に貴重な文化財といえる。

また、近接した位置には庭田貝塚や中世城郭もあり、円満寺山古墳群は他には複製できない地域で、後世まで保存継承されるべき貴重な歴史的文化遺産を有する空間として位置づけることができる。

海津市の歴史的文化的環境の核的空間

海津市内には多くの文化財が分布しているが、縄文から弥生、古墳時代に至るものは、養老山麓に集中している。その中心的存在としての円満寺山古墳群は平地部の輪中や国史跡油島千本松締切堤や金廻四間門樋などの近代遺構に対して、山地部において海津市を代表する文化財といえる。さらに尾根の稜線上に位置することから、濃尾平野を一望することができることで被葬者が見た風景も体感できる。

すなわち、計画地は海津市の優れた歴史的文化的環境を有する核的空間として位置づけることができる。

海津市発展のための様々な機能を有する空間

・海津市のシンボリック空間

計画地は海津市の歴史、文化を語る上で不可欠な文化財を有し、また地形的ランドマークともなっており、海津市のモニュメント、シンボリック空間である。

・歴史学習・体験空間

計画地は生きた歴史的、文化的教材を有することから、その整備により歴史学習・体験が可能な空間である。

・公園緑地的空間

計画地は濃尾平野を一望することができる優れた眺望を有しており、人々に親しまれる公園緑地的空間となる資質を備えた空間である。

・観光ネットワーク拠点空間

海津市は多くの観光資源に恵まれ、数多くの観光客が訪れている。計画地はそのような海津市にあって見て触れて楽しく学べる観光地としての特性も有しており、その整備によりさらに非日常的な体感ができる観光地としての魅力を増し、周辺諸施設のネットワーク拠点ともなり得る空間である。

(2) 整備目標

円満寺山古墳群の特徴や計画地の位置づけを踏まえ、計画地の整備目標を以下のように設定する。

円満寺山古墳群の歴史的文化的価値や風土景観を保全する

- ・遺構は失うと二度と戻らない貴重な遺産であり、その保存を大前提とする。
- ・円満寺山古墳群の有する歴史的及び文化的価値を損なわないように、その周辺域を含め歴史的風土環境の保全を図る。
- ・特に目で見えて築造当時の円満寺山古墳群の姿が偲ばれるよう配慮する。
- ・円満寺山古墳群は、地域固有のランドスケープであり、可能な限り築造当時の地域の様子が偲べるよう、その修景に努める。

歴史学習・体験の場として活用する

- ・円満寺山古墳群のもつ歴史的文化的価値が、誰にでも容易に理解できるよう整備する。
- ・円満寺山古墳群そのものがもつ歴史的、学術的意味などの解説を説明板やパンフレットにより行い、文化財に対する理解を促す。
- ・遺構等を媒体として、文化・歴史とのふれあいや学習、あるいは体験の機会を創出する。

公園的空間・観光レクリエーションの場としての環境を整える

- ・鳥類、昆虫類とのふれあいや木の実ひろい等ができる里山的自然環境を維持する。
- ・地域住民の集いや憩いの場として、広場や休養施設、便益施設等の整備を行う。
- ・海津市を代表する観光施設として近隣の諸施設や同種の史跡との機能補完を念頭におき、来訪者の受け入れのための施設整備を図る。

周辺観光施設等との一体的活用を図る

- ・パンフレットを作成、配布するなどして周辺に分布する観光施設等とのネットワーク化を進め、計画地への誘客を促す。

海津市のシンボル・モニュメントとして活用する

- ・海津市を代表する歴史的文化的拠点として、その個性の顕在化を念頭においた空間整備を図り、住民の心のよりどころとなるシンボルとする。
- ・円満寺山古墳群の価値の顕在化により、海津市のまちづくりに連動する、名実ともにモニュメントとする。

(3) 導入が想定される整備施設区分等

整備目標から計画地及び周辺において導入が想定される施設等を以下にあげる。

施設区分	名称等	内容	
遺構整備	墳丘形態	墳丘の復元や修復、表示整備。	
	外部施設	葺石 類似石材を用いた復元整備や葺石遺構の露出展示。	
	内部主体	石槨	遺構の露出展示や復元レプリカの設置、あるいは位置及び平面規模の平面表示整備。
		墓壇	位置及び平面規模の平面表示もしくは半立体的整備。
	副葬品	復元レプリカの設置や写真転写による表示整備。	
学習施設	ガイダンス施設	円満寺山古墳群築造の背景や遺跡内容、特徴、他の古墳との比較等についての解説を行う。解説は映像や音響設備を利用したわかり易い手法を用いる。遺物の展示や研修、案内、休憩機能と便所を有する。	
	縮小模型	墳丘や周辺地形等の縮小模型。	
	各種サイン (総合案内、説明)	周辺諸施設を含む案内や整備した遺構の説明や標識(指定名称の表示)等。	
園路広場施設	園路(誘導サイン含む)	管理用通路と兼用。	
	エントランス広場	駐車場を有するエントランス広場。	
	学習体験広場	野外学習や歴史体験が可能な広場。	
	展望広場	良好な眺望や休息が可能な広場。	
休養施設	東屋、ベンチ	来訪者の休息等のための施設。	
便益施設	便所 駐車場等	エントランス広場に設ける。	
安全管理施設	手摺り、転落防止柵 車止め	来訪者の安全確保必要な施設。	
ネットワーク施設	ネットワーク道路	誘導、サイン等を有する道路。	
	パンフレット	ガイダンス及びエントランス広場、市内の主な観光施設、最寄り駅、岐阜羽島駅等に置く。	

表 4-1 導入想定施設

4-3 整備基本計画

(1) 地区区分と地区別整備方針

史跡指定地及び周辺の地区範囲区分

円満寺山古墳群は、標高約90mの比較的傾斜が急な稜線部に立地しているため、墳丘周辺には平坦地がほとんどない。また、墳丘遺構の分布域は公有化されておらず、現在の指定範囲もアクセス道路である県道56号からは霊苑を介する状況にある。そして、尾根の北側及び西側は土砂災害区域等に指定されていることから、アプローチ道路を新たに設けることは望ましくない。

よって、墳丘へのアプローチは現状と同様に尾根の東側からとするものとして、史跡指定地及び周辺域における遺構の分布状況、地形、法規制等を踏まえた地区区分を行う。

細区分	概要
墳丘地区	円満寺山古墳群(1～3号古墳)の分布する地区。
墳丘周辺斜面地区	墳丘地区を取り囲む地区で、現在のところ遺構の分布は確認されていない。
中央丘陵地区	一部史跡指定範囲であり、1号古墳と2～3号古墳の間にある丘陵部。
外縁斜面地区	墳丘周辺地区を取り囲む地区で、概ね標高70mまでの範囲。
エントランス広場地区	県道56号からのアプローチ道路及び本計画地のエントランスとなる霊苑最上段の一部。

表4-2 地区区分

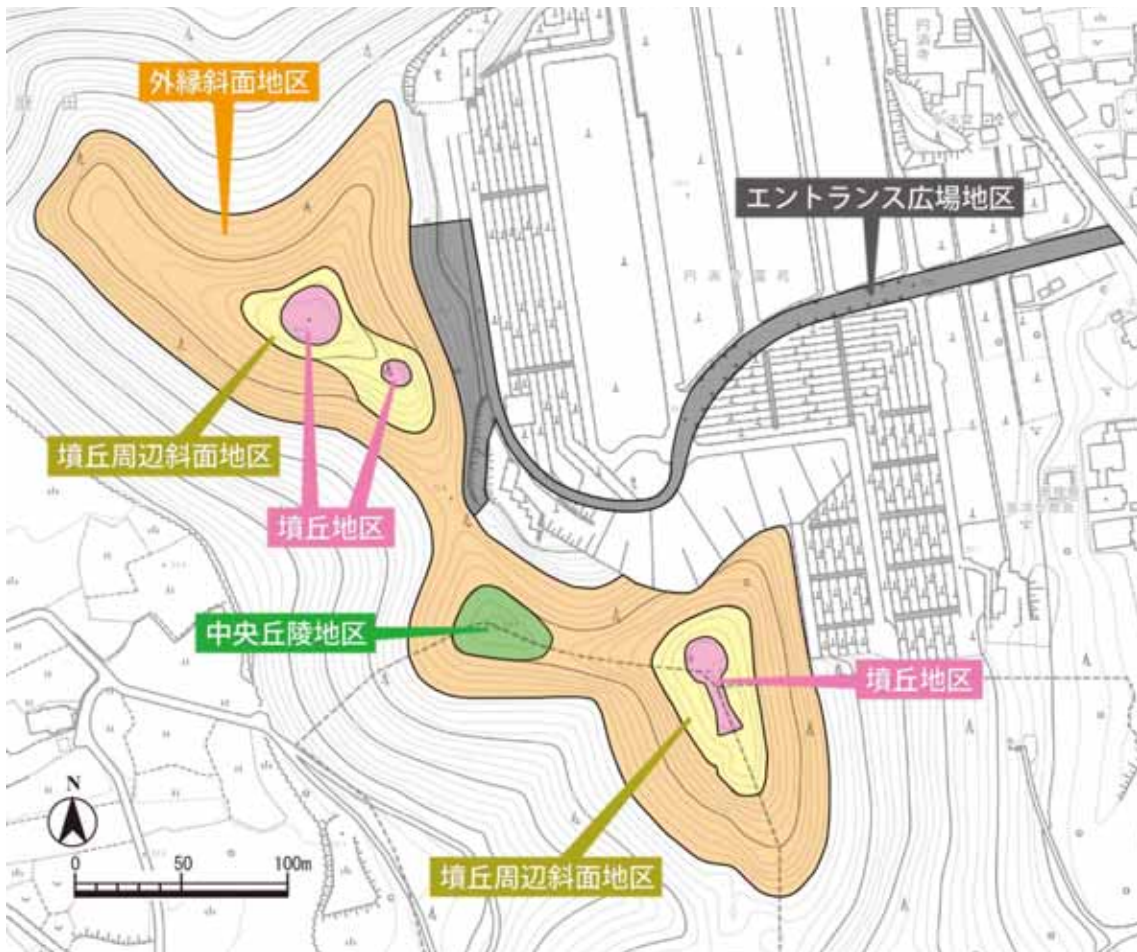


図4-1 地区区分図

地区別整備方針

各地区の特性を踏まえて整備方針を設定する。

地区名	整備方針
墳丘地区	計画地の核となる地区であることから、史跡の未指定箇所については地権者等関係者と十分な協議等を行い、理解と協力を得て史跡指定や追加指定、土地の公有化を図る。そして、遺構の保存を前提に、遺構の特徴を活かし、その価値の顕在化を念頭においた遺構の適正な保存展示等による遺構の具体的な整備手法の決定は、発掘調査等の成果を踏まえるが、遺構面の覆土等による保護を原則とし、遺構の特徴や保存状況に応じ、墳丘遺構の復元や修復、あるいは墳形の平面的表示整備を図る。
墳丘周辺斜面地区	墳丘を間近に見ることができ、墳丘地区と一体的利用が可能な地区であることや、1号古墳の南側はわずかながら比較的平坦な空間を有することから、円満寺山古墳群を拠りどころとした学習・体験等広場としての整備を図る。墳丘裾部の周囲園路の設置については、見学者動線のあり方を十分検討した上で決定する。なお、古墳に関連する遺構の分布も想定されるため、整備に際しては、事前に発掘調査等必要な調査を行うものとする。
中央丘陵地区	一部史跡指定地ではあるが、南北の墳丘地区の中間点に位置することから、施設利用地区として休養施設等の整備を図る。
外縁斜面地区	エントランス広場地区及び各墳丘地区、中央丘陵地区を結ぶ園路を設ける。そのほかの整備は控えて、墳丘周辺斜面地区の足元を支える地区として、地形及び植生等自然環境の保全を基本とする。
エントランス広場地区	地区内に新たなスペースを設ける余裕がないことから、エントランス機能及び便所のみ設けることとする。

表 4-3 地区別整備方針

(2) 整備計画

造成計画

- ・ 1号古墳については、削平や崩壊等により消失した範囲に盛土を行い、遺構の保護を確実なものとするとともに築造時の墳丘形態(前方部及び後円部とも2段築盛)を再現する。
- ・ 2～3号古墳については、盛土を行い遺構の保護を確実なものとする。なお、古墳の足下が土砂災害(特別)警戒区域等に指定されていることから、必要以上の高盛土は行わないとともに、墳丘周辺で無理なく自然に現況へすり付ける。
- ・ 現況地形の保全及び雨水排水システムを維持するため、園路や広場等の整備についても現況地形を尊重し、必要最小限の造成に留める。
- ・ 盛土を行う場合は、現地発生土を優先的に利用することで現況植生の保全に努める。

雨水排水計画

- ・園路や広場、墳丘の整備にあたっては、表層を可能な限り透水性の高い仕様として、整備後の流出係数を現況に近いものとする。
- ・排水構造物は設けず雨水の表面排水は、地形なりに自然流下させる。
- ・古墳の足下で雨水が集中する箇所については、集中豪雨等で計画地外への雨水の流出を防ぐため、必要に応じて排水構造物を設ける。

地表面の種類		流出係数
路面	舗砂	0.70～0.95
	利道	0.30～0.70
路肩、のり面等	細粒土	0.40～0.65
	粗粒土	0.10～0.30
	硬軟岩	0.70～0.85 0.50～0.75
砂質土の芝生	勾配 0～2%	0.05～0.10
	勾配 2～7%	0.10～0.15
	勾配 7%以上	0.15～0.20
粘性土の芝生	勾配 0～2%	0.13～0.17
	勾配 2～7%	0.18～0.22
	勾配 7%以上	0.25～0.35
屋根地		0.75～0.95
		0.20～0.40
	芝、樹林の多い公園	0.10～0.25
	勾配の緩い山地	0.20～0.40
	勾配の急な山地	0.40～0.60

表 4-4 地表面の流出係数

※流出係数：数値が高いと蒸発や地下浸透する割合が少なくなり表流水として流れ出す割合が増える。

出典：道路 土工要領(平成 21 年度版)

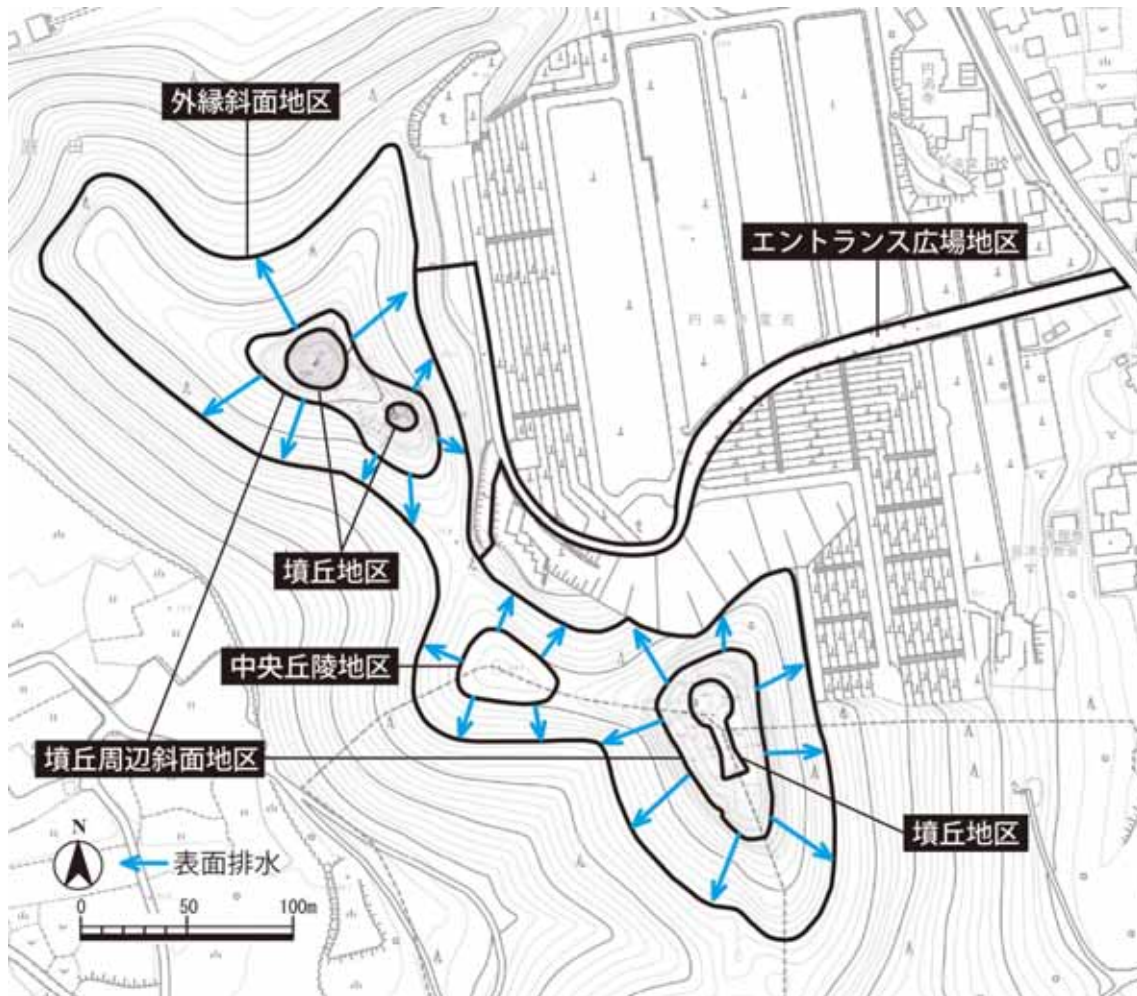


図 4-2 雨水排水計画図

動線計画

<エントランス広場 — 丘陵上>

- ・エントランス広場から各古墳へのアプローチは、既存の道を整備して園路として利用する。なお、工事期間中は重機等の搬入路としても利用するが、工事期間中での現地見学会で来訪者が安全に利用することができることを念頭に入れた仕様とする。
- ・園路の仕上げは、歴史的・文化的景観に配慮した自然色舗装材を用いる。なお、縦断勾配が急な区間については、必要に応じて階段や手摺りを設け、来訪者の安全を確実なものとする。
- ・各古墳の周辺は園路を設けず自由動線とするが、1号古墳の後円部外縁は急斜面となっていることから、来訪者が安全に通行できる平坦部及び転落防止柵を設ける。

<アクセス道 — エントランス広場>

- ・県道56号からのアクセスは、圓滿寺の理解のもと霊苑内の道路を利用する。
- ・学校教育や生涯学習、または観光といった活用を視野に入れて、霊苑最上段部に設けるエントランス広場までバスによるアプローチ及び回転が可能となるように、舗装や路面標識、樹木の枝打ち等を行う。

遺構整備計画

遺構の整備は以下に示す3点を原則とし、保存活用を図るものとする。

- 遺構の保存を大前提とする。
- 本来の遺構の姿に誤解をまねかない整備とする。
- 本質的な遺構の価値を顕在化し公開活用する。

さらに、圓滿寺山古墳群の特徴(規模・形状・埋葬施設等)や価値が誰にでもわかり易く理解できるような整備手法とする。

古墳の保存整備においては、遺存状況及び敷地条件、発掘等各種調査成果により様々な整備が考えられるが、対象箇所は大きく3つに区分される。

墳丘形態	前方後円墳や円墳など古墳の形態
外部施設	墳丘斜面に施された葺石と段築、基底石
内部主体	石槨や墓壙と、それらの中に納められた木棺及び副葬品



写真 4-1 墳丘形態



写真 4-2 外部施設



写真 4-3 内部主体

1号古墳の特徴としては以下の点があげられる。

- ・ 県下最古級の前方後円墳である。
- ・ 露呈している竪穴式石槨は天井部を除いて良好に遺存している。
- ・ 墳丘及び外縁部に葺石を有する。
- ・ 貯水槽設置にともない、墳丘東側くびれ部を中心に削平されている。

2～3号古墳は、丘陵足下が土砂災害警戒区域等に指定されていることから、大規模な造成が必要となる墳丘形態の復元は難しい。内部主体も露呈していないことから、現状保存が現実的といえる。円満寺山古墳群全体のバランスを考えると、1号古墳を中心とした積極的な整備が望ましい。そこで竪穴式石槨の露出展示もしくは墳丘の復元をベースにした整備案を提示する。

A案

- | | | |
|------|---|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 墳丘 | — | 墳丘全体を盛土で覆い遺構面を保護する。盛土形状は墳丘が前方後円墳の2段築成であったことがイメージできるものとする。 |
| 外部施設 | — | 墳丘を復元しないことから葺石の復元は行わないが、盛土の流出を防止するため張芝仕上げとする。 |
| 内部主体 | ┌ | 竪穴式石槨 — 石槨を露出展示する。石槨保護のため一回り大きい保護覆屋もしくは切妻形の屋根を設置する。
内部が見学できるようにして、原位置を留める副葬品のレプリカを展示する。 |
| | | 第2埋葬施設 — 墓壇(墓穴)の範囲を土舗装等により平面形(規模)を表示する。 |



図4-3 整備案

- 課題 — 墳丘修復の場合、来訪者に築造当時の姿をイメージさせることが難しいことから説明サイン等の補助施設にて補完する必要がある。また、石槨を露出展示するには、遺存する石材の保存処理や石積の崩落防止措置を講じる必要がある。金属フレーム等で補強した場合、内部見学の見学支障となる。

B案

- 墳丘 — 墳丘全体を盛土で覆い遺構面を保護する。盛土形状は発掘調査成果を基に築造当初の規模及び形態とする。
- 外部施設 — 遺存する葺石は盛土により保護するが、遺構状態が良好な範囲に限定して露出展示する。覆土保存する範囲の内、東側斜面の一部は類似石にて葺石を復元する。その他の範囲については、盛土の流出防止及び防草措置として土舗装にて覆う。
- 内部主体 — 堅穴式石槨 — 墳丘復元後に石槨の上面写真を転写した陶板を設置する。
- 第2埋葬施設 — 墓壙(墓穴)の範囲を土舗装等により平面形(規模)を表示する。周辺の土舗装と区分するため、舗装材に色粉を添加する。

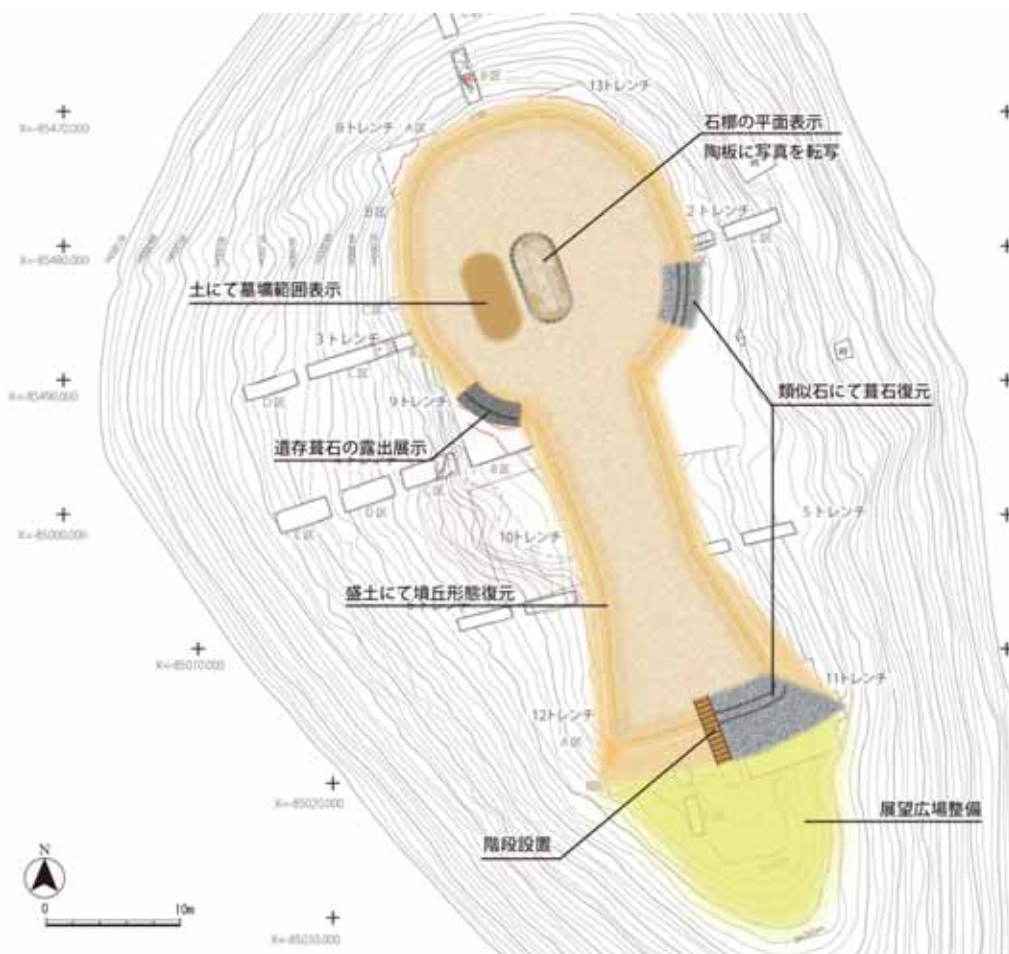


図 4-4 整備案

課題 — 発掘調査成果として、前方部及び後円部とも2段築成以上であることは判明しているが、築造当初の規模及び形態は不明である。また、葺石として使われていた類似のチャートを大量に入手することは非常に難しい。葺石を露出展示する範囲については、必要に応じて目地詰めや石材の保存処理、安定化を図る必要がある。

2～3号古墳は、前述したように周辺斜面地が土砂災害警戒区域に指定されていることから、大規模な造成は避ける必要がある。よって、古墳の顕在化に留めておくこととするが、来訪者に築造当時の姿をイメージさせるものとして説明サインを設置して、1号墳以上に丁寧な説明を行う必要がある。

- 墳丘 — 墳丘全体を盛土で覆い遺構面を保護する。盛土形状は墳丘の規模がイメージできるものとする。
- 外部施設 — 墳丘を復元しないことから葺石の復元は行わない。張芝等により表土の流出防止を図る。
- 内部主体 — 墓壙・礫槨 — 表示等の整備はとくに行わないこととする。

活用上必要な施設整備

ここではP48に示した施設区分に基づき、整備箇所もしくは規模、先行事例を提示する。

1) 学習施設

ア 地形模型 1基

エントランス広場に円満寺山古墳群及び周辺の地形模型を設置する。



写真 4-4 陶板製



写真 4-5 金属製

イ 総合案内サイン 1基

エントランス広場にて円満寺山古墳群及び周辺資源に関する説明を行う。



写真 4-6 架台石製



写真 4-7 架台金属製

ウ 説明サイン 4基

各古墳の説明を行う。1号古墳の内部主体に対しては、特化したものを別に設ける。



写真 4-8 架台石製



写真 4-9 架台金属製

エ 標識 1基

エントランス広場に設置する。



写真 4-10 石製



写真 4-11 石+金属製

2) 園路広場

ア 園路 全長390m

幅員は1～1.5m、路面の仕上げは自然色舗装とし、適宜階段とスロープを設ける。園路の起点及び分岐点に誘導サインを記置する。

イ エントランス広場 200㎡

円満寺霊苑の最上段に設ける。駐車スペースだけでなく便所や標識、統合案内サインや地形模型を設置する。

ウ 学習体験広場 900㎡

中央丘陵地区の比較的平坦な地形を利用して、野外学習や体験活動の場とする。また、休養施設として東屋を設置する。

エ 展望広場 250㎡

1号古墳南側の比較的平坦な地形を利用する。視界を遮蔽している樹木を伐採もしくは切り下げ剪定をするとともに、休養施設としてベンチを設置する。

3) 休養施設

ア 東屋 1棟

中央丘陵地区に設ける。

イ ベンチ 3台

展望広場に設ける。

4) 便益施設

ア 便所 1棟

エントランス広場に建設する。

イ) 駐車場

エントランス広場に設ける。

5) 安全管理施設

ア 手摺り

縦断勾配が急な区間に必要に応じて設ける。

イ 転落防止柵

園路上や各古墳周辺域、各広場外縁において危険箇所に適宜設ける。

ウ 車止め 1基

園路起点に設ける。



図 4-5 整備計画概念図